

令和3年度

過去最大
2億6千万円分発行

「プレミアム商品券（スーパーワクワク元気券）」

取扱登録事業者募集！

新型コロナウイルス感染症に対する支援策として「プレミアム商品券（スーパーワクワク元気券）」を発行することとなりました。

取扱登録事業者を下記の「実施要領」のとおり募集いたしますので、ご希望の事業者は、別添の取扱登録事業者（様式1号）を新温泉町商工会へ提出して下さい。

「プレミアム商品券」実施要領

| | |
|----------------|---|
| 1. 名称 | 「スーパーワクワク元気券」 |
| 2. 事業主体 | 新温泉町商工会 |
| 3. 利用期間 | 令和3年7月1日（木）から令和3年12月31日（金）までとする。 |
| 4. 販売内容 | ①総額26,000万円（1セット13,000円分を20,000セット）の商品券内プレミアム分を1セット当り3,000円分（30%） ②額面1,000円が10枚と額面500円が6枚で1セット ③購入対象者 町民並びに町内事業所勤務者 |
| 5. 購入限度額 | 1セット10,000円とし、1人当り5セット50,000円を限度とする。 |
| 6. 販売日時・販売場所 | 令和3年7月1日（木）より9時から17時まで、商工会（本所・支所）、役場（本庁・支所）、観光協会（浜坂・松籟庵・湯村温泉）に於いて販売し、売り切れ次第終了とする。（販売時間、休日は各販売場所による。） |
| 7. 取扱登録事業者 | 新温泉町内の事業者で本事業の趣旨に賛同し取扱申込をする事業者とする。 |
| 8. 取扱登録事業者の募集 | ①取扱登録を希望する事業者は、別紙「取扱登録申込書（様式1号）」にて本会浜坂本所又は温泉支所に申し込むものとする。 ②今年度に限り登録料を不要とします。但し、新温泉町商工会会員でない者は、登録料1店舗あたり10,000円が必要。（「はっぴ〜べいび〜ちけっと」と併せて申込とします。片方のみ取り扱いは不可。） ③自店で商品券を利用していただけるようPRやサービスの取り組みをすること。例）商品券1枚で購入できる商品の設定、商品券のみで利用できるサービスのPRなど。 |
| 9. 事業者負担 | 事業者負担はありません。 |
| 10. 回収商品券の換金方法 | ①本会は事業者の請求を受けた後、事業者の指定する金融機関に次の指定期日に送金する。尚、金融機関休業日の場合は翌営業日とする。（月2回） ・毎月15日までに請求された商品券は、20日に支払いをする。 ・毎月末日までに請求された商品券は、翌月5日に支払いをする。 ・最終換金請求のみ令和4年1月14日（金）を請求期限として支払日を、令和4年1月20日（木）とする。 ②事業者は、回収商品券の指定箇所記名し、換金請求書（様式第2号）を添付し本会に請求する。令和4年1月15日（土）以降の請求は無効とする。 |

裏面へつづく

| | |
|----------------|---|
| 11. 消費者への告知・PR | ①事業者に対し、「スーパーワクワク元気券」のポスター等を配付する。 ②商品券販売前に折込チラシ等を配布し、販売を周知する。 ③町の広報誌・報道機関を利用する。 |
| 12. その他 | Wチャンスとして、さらに商品券が当たる抽選会を予定。 |
| 13. 取扱登録申込期間 | <u>令和3年5月21日(金)まで</u> ※期限厳守 |